

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案新旧対照条文

一	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第五条関係）	1
二	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（附則第六条関係）	3
三	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（附則第九条関係）	21
四	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十条関係）	22
五	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第十一条関係）	23

改 正 案

現 行

<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p>
<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>
<p>課税標準</p>	<p>課税標準</p>
<p>税率</p>	<p>税率</p>
<p>一〇百四十一（略）</p> <p>百四十二 旅行業若しくは旅行業者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録</p> <p>（注）観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）第十二条第一項（旅行業法の特例）の規定により旅行業者代理業の登録を受けたものとみなされる場合における同法第八条第三項（観光圏整備実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による観光圏整備実施計画の認定は、当該登録とみなす。</p>	<p>一〇百四十一（略）</p> <p>百四十二 旅行業若しくは旅行業者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録</p>
<p>〔一〕〔三〕（略）</p>	<p>〔一〕〔三〕（略）</p>

<p>百四十二の二 観光案内所の運営に係る観光圏整備実施計画の認定</p>	<p>観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第八条第三項（観光圏整備実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による観光圏整備実施計画（同法第十条第一項（認定観光圏案内所）に規定するものに限る。）の認定（既に当該認定を受けている者が受けるものを除く。）</p>	<p>認定件数</p>	<p>一件につき一万五千元</p>
<p>百四十三～百五十八（略）</p>			

○ 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（附則第六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針及び外客来訪促進計画（第三条・第四条）</p> <p>第三章 旅行に要する費用の低廉化（第五条・第六条）</p> <p>第四章 外国人観光旅客に対する接遇の向上</p> <p>第一節 公共交通事業者等が講ずべき措置（第七条―第十条）</p> <p>第二節 地域限定通訳案内士（第十一条―第二十四条）</p> <p>第三節 独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置（第二十五条）</p> <p>第五章 雑則（第二十六条―第三十一条）</p> <p>第六章 罰則（第三十二条―第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針、外客来訪促進計画及び地域観光振興計画（第三条―第五条）</p> <p>第三章 地域観光振興事業の促進</p> <p>第一節 地域観光振興事業計画の認定等（第六条―第十三条）</p> <p>第二節 地域観光振興計画の作成等の提案（第十四条―第十六条）</p> <p>第四章 旅行に要する費用の低廉化（第十七条・第十八条）</p> <p>第五章 外国人観光旅客に対する接遇の向上</p> <p>第一節 公共交通事業者等が講ずべき措置（第十九条―第二十二条）</p> <p>第二節 地域限定通訳案内士（第二十三条―第三十六条）</p> <p>第三節 独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置（第三十七条）</p> <p>第六章 雑則（第三十八条―第四十三条）</p> <p>第七章 罰則（第四十四条―第五十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

(目的)

第一条 この法律は、外国人観光旅客の来訪を促進することが、我が国固有の文化、歴史等に関する理解及び外国人観光旅客と地域住民との交流を深めることによる我が国に対する理解の増進に資することにかんがみ、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化、通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

(目的)

第一条 この法律は、外国人観光旅客の来訪を促進することが、我が国固有の文化、歴史等に関する理解及び外国人観光旅客と地域住民との交流を深めることによる我が国に対する理解の増進に資することにかんがみ、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動の促進、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化、通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3| この法律において「地域観光振興事業」とは、第七条第一項の認定構
想推進事業者が、単独で又は他の者と共同して実施する外国人観光旅客
の来訪の促進に資する事業であつて、次に掲げるものをいう。

一| 外国人観光旅客の観光の魅力の増進に資する教養文化施設その他の
外国人観光旅客の来訪の促進に資する施設で、国土交通省令で定める
ものの整備及び運営に関する事業

二| 外国人観光旅客の観光に適する催しに関する事業

三| 外国人観光旅客の利便の増進を図るための運送事業

四| 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝に関する事業

五| 外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事業

六| その他外国人観光旅客の来訪の促進に資する事業

3 | 5 | (略)

第二章 基本方針及び外客来訪促進計画

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項

二 (略)

三・四 (略)

- 五 その他外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項

3・4 (略)

(外客来訪促進計画)

第四条 (略)

2 都道府県は、外客来訪促進計画を定めようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。

3 観光庁長官は、外客来訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一〜六 (略)

4 都道府県は、第二項の規定により観光庁長官の同意を得ようとする

4 | 6 | (略)

第二章 基本方針、外客来訪促進計画及び地域観光振興計画

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項

二 (略)

三 地域観光振興事業の実施について指針となるべき事項

四・五 (略)

- 六 その他外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項

3・4 (略)

(外客来訪促進計画)

第四条 (略)

2 都道府県は、外客来訪促進計画を定めようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、外客来訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一〜六 (略)

4 都道府県は、第二項の規定により国土交通大臣の同意を得ようとする

きは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

5 (略)

6 都道府県は、外客来訪促進計画を変更しようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。この場合においては、前三項の規定を準用する。

ときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

5 (略)

6 都道府県は、外客来訪促進計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。この場合においては、前三項の規定を準用する。

(地域観光振興計画)

第五条 その区域の全部又は一部が前条第三項(同条第六項後段において準用する場合を含む。第二十六条第二項において同じ。)の規定により国土交通大臣が同意した外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域の区域内にある市町村(以下単に「市町村」という。)は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該市町村への外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する計画(以下「地域観光振興計画」という。)を定めることができる。

一 地域観光振興計画の区域(以下「振興地域」という。)

二 振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する基本的な方針

三 振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興の目標

四 振興地域における地域観光振興事業に関する基本的な事項

五 その他振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する事項

2 市町村は、地域観光振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

3 国土交通大臣は、市町村の求めに応じ、地域観光振興計画の作成に関し、必要な助言を行うよう努めるものとする。

4 市町村は、地域観光振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣にその写しを送付しなければならない。

5 前三項の規定は、地域観光振興計画の変更について準用する。

第三章 地域観光振興事業の促進

第一節 地域観光振興事業計画の認定等

(地域観光振興事業構想の認定)

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者は、地域観光振興計画に記載された地域観光振興事業に関する総合的かつ基本的な構想（以下「地域観光振興事業構想」という。）を作成し、これを市町村に提出して、当該地域観光振興事業構想が適当である旨の認定を申請することができる。

2 地域観光振興事業構想には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 振興地域における地域観光振興事業の概要

二 前号の事業を実施することにより期待される効果

3 市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その地域観光振興事業構想が地域観光振興計画の内容に照らして適切なものであり、かつ、当該地域観光振興事業構想に係る事業が実施可能であると認めるときは、その認定をするものとする。

4 市町村は、前項の規定による認定を行ったときは、遅滞なく、その旨

を公表しなければならない。

(地域観光振興事業構想の変更等)

第七条 前条第三項の規定による地域観光振興事業構想の認定を受けた者(以下「認定構想推進事業者」という。)は、当該認定に係る地域観光振興事業構想を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

2 市町村は、認定構想推進事業者が作成した当該認定に係る地域観光振興事業構想(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定地域観光振興事業構想」という。)に係る事業が、経済事情の変動その他情勢の推移により実施可能でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は第一項の場合について、同条第四項の規定は前項の場合について準用する。

(地域観光振興事業計画の認定)

第八条 認定構想推進事業者は、単独で又は他の者と共同して、認定地域観光振興事業構想に記載されている地域観光振興事業に関する計画(以下「地域観光振興事業計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 前項の認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該地域観光振興事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 地域観光振興事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一 地域観光振興事業の目標及び内容

二 地域観光振興事業の実施時期

三 地域観光振興事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

4 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その地域観光振興事業計画が基本方針のうち第三条第二項第三号の指針となるべき事項の内容に照らして適切なものであること、当該地域観光振興事業計画に係る地域観光振興事業が確実に実施される見込みがあることその他国土交通省令で定める要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

5 国土交通大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(地域観光振興事業計画の変更等)

第九条 前条第四項の規定による地域観光振興事業計画の認定を受けた者(以下「認定地域観光振興事業者」という。)は、当該認定に係る地域観光振興事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、認定地域観光振興事業者が作成した当該認定に係る地域観光振興事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域観光振興事業計画」という。)に従って地域観光振興事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は第一項の場合について、同条第五項の規定は前項の場合について準用する。

(道路運送法の特例)

第十条 地域観光振興事業を実施しようとする者であつて道路運送法第三

条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営するものが、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する運送事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定（前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十五条第一項の認可を受けなければならないとき又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

（海上運送法の特例）

第十一条 地域観光振興事業を実施しようとする者が、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する海上運送法第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の届出を行わなければならないときは、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 | 地域観光振興事業を実施しようとする者であつて海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営むものが、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する運送事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十一条の二第一項の届出を行

わなければならないとき又は同条第二項の認可を受けなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(地方債の特例)

第十二条 市町村が、認定地域観光振興事業者のうち総務省令で定めるものが認定地域観光振興事業計画に従って行おうとする総務省令で定める施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係る経費について出資、補助その他の助成を行おうとする場合において、当該助成に要する経費であつて地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

(報告の徴収)

第十三条 国土交通大臣は、認定地域観光振興事業者に対し、地域観光振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

第二節 地域観光振興計画の作成等の提案

(地域観光振興事業構想を作成しようとする者による地域観光振興計画の作成等の提案)

第十四条 民法第三十四条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者であつて、地域観光振興事業構想を作成し、又は変更しようとするものは、国土交通省令で定めるところにより、市町村に対し、そのために必要な

地域観光振興計画の作成又は変更をすることを提案することができる。
この場合においては、当該提案に係る地域観光振興計画の素案を添えない
ければならない。

(計画提案に対する市町村の判断等)

第十五条 市町村は、前条の規定による提案(以下「計画提案」という。
)が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえて地域観光振興計画
の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、その必要があると
認めるときは、その案を作成しなければならない。

(地域観光振興計画の作成等をしていない場合にとるべき措置)

第十六条 市町村は、計画提案が行われた場合において、地域観光振興計
画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その
旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

第四章 旅行に要する費用の低廉化

(共通乗車船券)

第十七条 (略)

2 (略)

(旅行に要する費用の低廉化に資するための措置)

第十八条 (略)

第五章 外国人観光旅客に対する接遇の向上

第三章 旅行に要する費用の低廉化

(共通乗車船券)

第五条 (略)

2 (略)

(旅行に要する費用の低廉化に資するための措置)

第六条 (略)

第四章 外国人観光旅客に対する接遇の向上

第一節 公共交通事業者等が講ずべき措置

(外国語等による情報の提供の促進)

第七条 (略)

(情報提供促進措置を講ずべき区間の指定)

第八条 (略)

2～4 (略)

(情報提供促進措置の実施)

第九条 (略)

2・3 (略)

(情報提供促進措置の実施に係る勧告等)

第十条 (略)

2 (略)

第二節 地域限定通訳案内士

(地域限定通訳案内士の業務等)

第十一条 (略)

2 (略)

(地域限定通訳案内士となる資格)

第十二条 (略)

第一節 公共交通事業者等が講ずべき措置

(外国語等による情報の提供の促進)

第十九条 (略)

(情報提供促進措置を講ずべき区間の指定)

第二十条 (略)

2～4 (略)

(情報提供促進措置の実施)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

(情報提供促進措置の実施に係る勧告等)

第二十二条 (略)

2 (略)

第二節 地域限定通訳案内士

(地域限定通訳案内士の業務等)

第二十三条 (略)

2 (略)

(地域限定通訳案内士となる資格)

第二十四条 (略)

(地域限定通訳案内士の欠格事由)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。

一 (略)

二 第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 (略)

(地域限定通訳案内士試験)

第十四条 (略)

2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について第四条第三項(同条第六項後段において準用する場合を含む。)の規定により観光庁長官が同意した場合に限り、次条から第二十一条まで及び第二十四条第一項の規定並びに観光庁長官の定める基準に基づき、これを行う。

(試験の方法及び内容)

第十五条 (略)

2・3 (略)

(試験事務の代行)

第十六条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務(以下「試験事

(地域限定通訳案内士の欠格事由)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。

一 (略)

二 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 (略)

(地域限定通訳案内士試験)

第二十六条 (略)

2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について第四条第三項の規定により国土交通大臣が同意した場合に限り、次条から第三十三条まで及び第三十六条第一項の規定並びに観光庁長官の定める基準に基づき、これを行う。

(試験の方法及び内容)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

(試験事務の代行)

第二十八条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実

務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)
。に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

2・3 (略)

(役員の選任及び解任)

第十七条 (略)

2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画等)

第十八条 (略)

(監督命令)

第十九条 (略)

(報告及び立入検査)

第二十条 (略)

2・3 (略)

(試験の細目)

第二十一条 (略)

に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)
。に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

2・3 (略)

(役員の選任及び解任)

第二十九条 (略)

2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画等)

第三十条 (略)

(監督命令)

第三十一条 (略)

(報告及び立入検査)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

(試験の細目)

第三十三条 (略)

(資格を得た都道府県の区域以外における業務の制限)

第二十二條 (略)

(名称表示の場合の義務)

第二十三條 (略)

(通訳案内士法の準用)

第二十四條 通訳案内士法第七條、第九條並びに第十五條第一項及び第二項の規定は地域限定通訳案内士試験について、同法第十二條、第十三條、第十四條第一項及び第二項、第十五條第三項並びに第十六條の規定は指定試験機関について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十二條第一項中「試験事務の開始前」とあるのは「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(以下「外客旅行容易化法」という。)第十六條第一項に規定する試験事務(以下単に「試験事務」という。)の開始前」と、同法第十三條第一項中「通訳案内士として」とあるのは「地域限定通訳案内士として」と、「通訳案内士試験委員」とあるのは「地域限定通訳案内士試験委員」と、同法第四項中「この法律(この法律」とあるのは「外客旅行容易化法(外客旅行容易化法」と読み替えるものとする。

2 通訳案内士法第三章の規定は、地域限定通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八條、第十九條(見出しを含む)及び第二十七條(見出しを含む)中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域限定通訳案内士登録簿」と、同法第二十二條第一項及び第二十二條中「第十八條」とあるのは「外客旅行容易化法第二十四條第二項において準用する第十八條」と、同法第二十二條(見出しを含む)中「通

(資格を得た都道府県の区域以外における業務の制限)

第三十四條 (略)

(名称表示の場合の義務)

第三十五條 (略)

(通訳案内士法の準用)

第三十六條 通訳案内士法第七條、第九條並びに第十五條第一項及び第二項の規定は地域限定通訳案内士試験について、同法第十二條、第十三條、第十四條第一項及び第二項、第十五條第三項並びに第十六條の規定は指定試験機関について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十二條第一項中「試験事務の開始前」とあるのは「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(以下「外客来訪促進法」という。)第二十八條第一項に規定する試験事務(以下単に「試験事務」という。)の開始前」と、同法第十三條第一項中「通訳案内士として」とあるのは「地域限定通訳案内士として」と、「通訳案内士試験委員」とあるのは「地域限定通訳案内士試験委員」と、同法第四項中「この法律(この法律」とあるのは「外客来訪促進法(外客来訪促進法」と読み替えるものとする。

2 通訳案内士法第三章の規定は、地域限定通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八條、第十九條(見出しを含む)及び第二十七條(見出しを含む)中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域限定通訳案内士登録簿」と、同法第二十二條第一項及び第二十二條中「第十八條」とあるのは「外客来訪促進法第三十六條第二項において準用する第十八條」と、同法第二十二條(見出しを含む)中「通訳

訳案内士登録証」とあるのは「地域限定通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「外客旅行容易化法第十三条各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「外客旅行容易化法第二十四条第二項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

3 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「外客旅行容易化法第二十四条第四項において準用する第三十五条第一項」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「外客旅行容易化法又は外客旅行容易化法」と読み替えるものとする。

4 (略)

第三節 独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置

第二十五条 (略)

第五章 雑則

(国の援助等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、外客来訪促進計画の達成に資するため、外客来訪促進計画の実施に必要な事業を行う者に対する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 地方公共団体が外客来訪促進計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、

案内士登録証」とあるのは「地域限定通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「外客来訪促進法第二十五条各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「外客来訪促進法第三十六条第二項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

3 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「外客来訪促進法第三十六条第四項において準用する第三十五条第一項」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「外客来訪促進法又は外客来訪促進法」と読み替えるものとする。

4 (略)

第三節 独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置

第三十七条 (略)

第六章 雑則

(国の援助等)

第三十八条 国及び地方公共団体は、外客来訪促進計画又は地域観光振興計画の達成に資するため、これらの計画の実施に必要な事業を行う者に対する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 地方公共団体が外客来訪促進計画又は地域観光振興計画を達成するために、法

資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(海外における宣伝等の措置)

第二十七条 機構は、外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するため、外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域について、海外における宣伝を行うほか、これに関連して関係地方公共団体が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるとともに、必要に応じて、その他の地域の海外における宣伝を行うよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第二十八条 国土交通大臣、観光庁長官、機構、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するため、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化並びに通訳案内その他の接遇の向上に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(権限の委任)

第二十九条 (略)

(国土交通省令への委任)

第三十条 (略)

(経過措置)

第三十一条 (略)

令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(海外における宣伝等の措置)

第三十九条 機構は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するため、外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域について、海外における宣伝を行うほか、これに関連して関係地方公共団体が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるとともに、必要に応じて、その他の地域の海外における宣伝を行うよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第四十条 国土交通大臣、観光庁長官、機構、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するため、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動の促進、国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化並びに通訳案内その他の接遇の向上に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(権限の委任)

第四十一条 (略)

(国土交通省令への委任)

第四十二条 (略)

(経過措置)

第四十三条 (略)

第六章 罰則

第三十二条 第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條の規定に違反した者
- 二 (略)
- 三 第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三條の規定に違反した者
- 二 第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
- 三 第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七章 罰則

第四十四条 第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十四条の規定に違反した者
- 二 (略)
- 三 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十五条の規定に違反した者
- 二 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
- 三 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十七条 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者

を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第三十五条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 第二十四条第四項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第三十七条 第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第四十八条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第三十六条第四項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第五十条 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）<u>第二十四条第三項</u>において準用する第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）<u>第三十六条第三項</u>において準用する第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第五（第三十条の八関係）</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号。外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）において準用する場合を含む。）による通訳案内士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>二十七～三十二（略）</p>	<p>別表第五（第三十条の八関係）</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号。外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）において準用する場合を含む。）による通訳案内士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>二十七～三十二（略）</p>

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
 (平成十八年法律第五十号) (附則第十一条関係) (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)</p> <p>第四百四十一条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十六条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。</p>	<p>(外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)</p> <p>第四百四十一条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。</p> <p>第十四条中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。</p> <p>第二十八条第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。</p>